第7章 安全衛生教育、パトロール

7. 1 安全衛生教育

7.1.1 安全衛生教育の意義

安全衛生教育の目的は、「実際の作業場で災害を起こさない」ことである。「頭」で「危険」を理解し、「体」で「安全を確保する行動をとる」、という「頭」と「体」の両面で安全を確保することが不可欠である。そのためには、十分な「教育」と「訓練」が必要である。「頭」を鍛えるのが「教育」であり、「体」で安全を覚えこませるのが「訓練」である。この二面の教育訓練により、得た知識を現場で活かし、かつ、安全な行動を育てていくことができる。教育訓練は、ややもするとマンネリ化する特徴を持っているが、忘れてならないことは、現場の人と設備は常に変化をしているということである。新人や新規入構者などの当該現場に不慣れな人、逆に、ベテランや中堅の中にはよく現場を知っているからこそ省略行為をする人もいる。作業者の中には、突発事故の際に慌てる人もいるかもしれない。設備は経年劣化をしており年々状況が変化している。したがって、常に現場で必要な安全衛生項目を研究し、継続して災害防止にために、様々な教育訓練を行うことで不可欠である。「安全」は、「いついかなるときにも人を守る」使命を持っていることを忘れてはならない。

安全衛生教育に関しては、安衛法においては、元方事業者も関係請負人も事業者の義務と して、

- ① 第19条の2 安全管理者等に対する教育
- ② 第59条(安全衛生教育)

第1項 雇入れ時教育

第2項 作業内容変更時等教育

第3項 特別教育

- ③ 第60条 職長等に対する教育
- ④ 第60条の2 危険又は有害な業務に現に就いている者に対する教育

に規定されている。また、「製造業元方指針」第2の5においては、「元方事業者は関係請負人が行う労働者の雇入れ時教育、作業内容変更時教育、特別教育等の安全衛生教育について、必要に応じ、場所の提供、資料の提供等を行うこと」とされている。本マニュアルにおいては、法定教育に加え、元方事業者、関係請負人に必要な視点からまとめてある。管理者層から現場第一線労働者までの教育訓練による安全衛生知識や安全行動の向上は、現場第一線の安全を向上・維持する基本となるものである。したがって、化学会社、協力会社が全体の体系を構築し、設備別(回転機械系、配管系、電気系、計装系等)・作業別・取扱物質別、会社別・階層別に計画的に行うことが必要である。

7.1.2 安全衛生教育の内容と準備

(1) 安全衛生教育の内容

元方事業者、関係請負人は、安全衛生教育を様々な事項について対象者別に実施すること

が必要である。以下に元方事業者、関係請負人に必要な教育訓練について主なもの及びその 内容の概略を示す。

① 一般教育(知識教育)

- ・安衛法及び関係法令や規制についての一般的な知識
- ・社内安全衛生規則やルール、安全心得
- ・安全衛生関連の知識:設備、作業の一般的な安全衛生知識について
- ・安全衛生の知識(製造工程の概要、設備構造・材質、使用している物質の MSDS、保 護具の種類及び使用方法、作業環境測定など)
- ・災害発生時の対応方法

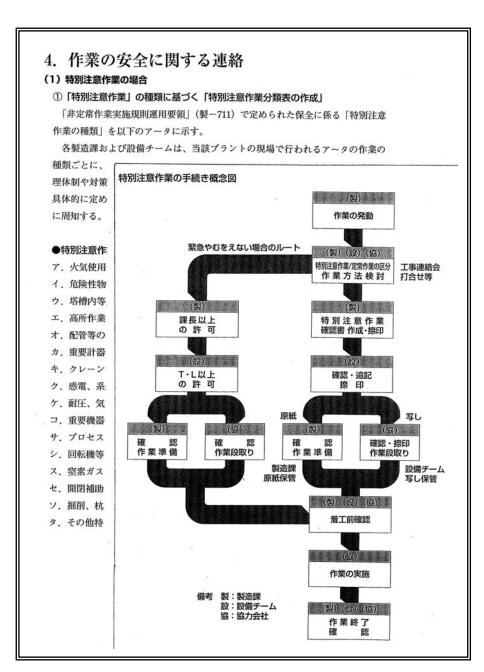


図7.1 安全衛生についての基礎知識、社内ルールについての教育用教材の例



図7. 2 SDM 監督者の責務を掲示している例

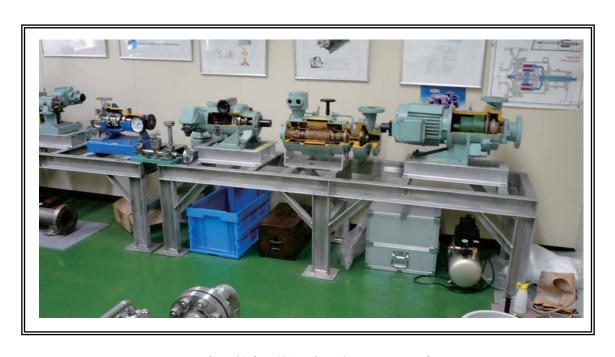


図7.3 新人教育に使うポンプのカットモデル

ブラント	物質名	分類名称	龙羚性	有害性	応急指置
A	サイメン	引火性液体	可燃性の液体	級、皮膚及び気道に刺激性ある 蒸気を吸入すると中毒をおこす 恐れがある。	目:水で10分間洗浄する。 皮膚:接触部分を水(石酸)で 洗浄する。 級入:空気の新鮮な場所に移動する。 数公が:保護して安静にさせる。
В	トルエン	引火性液体 急性 毒性物質	引火性の液体	現、皮膚及び気道に刺激性ある 中枢神経に抑動作用がある。 高濃度長期吸入最適では中枢 神経系の接急障害、肺の萎縮、 腎障害などか生じる。 皮膚吸収性物質である。	日: 水で16分間洗浄する。 皮原: 接触的分を水(石鹸) で 洗浄する。 級入: 空気の新鮮な場所に移動し、 保温して安静にさせる。 飲込み: 生かせないで、水で良く口の中を洗う。
В	7セドン	引火性液体 急性 毒性物質	源免性が高く かつ 引火性液体	頭の刺激性、 中植神経への影響あり	日:水で16分間洗浄する。 反信: 残食部分を水(石鹸)で 皮が、実気の影響な場所に移動し、 吸入・実気の影響な場所に移動し、 残ないではかせないで、水で及く口の 中でがせないで、水で及く口の 中でが、200~240mの水を 飲ませて耳の中の物質を 帯歌する。
В	プロビレン	高圧ガス 可燃性ガス	引火性の高圧 液化ガス	が入は高速度では窒息作用が ある。 液化が入に触れると疎循の 危険性がある。	目:水で15分間洗浄 皮房: 推触部分を多量の水で洗浄する。 液循の場合早く接触部を十分型める 吸入: 空気の新鮮な場所に移動させ保温して安静に保っ
В	m-DIPB	引火性液体	可燃性の液体	観及び皮膚に刺激臭がある。 蒸気を吸入すると中毒を起こす 恐れがある。	目:水で15分間洗浄する。 皮膚:接触部分を水(石鹸)で、 洗浄する。 吸入:空気の新鮮な場所に移動する。 飲込み:保護して安静にさせる。
В	НРО	引火性液体 总性 毒性物質	極めて引火しやすい 液体	緊い急性毒性がある 環、皮膚及び気道に刺激性がある 吸入すると有着である	環:水で16分間洗浄 皮原:汚染された風、森などを選やかに繋ぐ。触れた部分 吸引:野菜の計算な場所に移動させ、保温して安静に保 配子を心に学へ振動の子母を表ける。 があるか・採温して安静に保ち、出来るだけ早く医師の 子出を支げる。
A	1PT	引火性液体	可燃性の液体	目、皮膚及び気道に刺激性が ある。 蒸気を吸入すると中毒を起こす	目:水で15分間洗浄する。 皮膚:接触部分を水(石鹸)で洗浄する。 吸入:空気の新鮮な場所に移動する。

図7.4 取扱物質情報の提供の例

② 随時教育

- ・法令、社内安全衛生規則改正時等の教育 法令、社内安全衛生規則、ルール等が改正された際に教育を行う。
- ・作業内容変更時の教育
- ・ 労働災害発生事例の教育

災害事例は、他社の事例も含め、他山の石としての事例である。災害発生の真の 発生原因を研究し、自社の安全活動に反映させる。

③ 安全衛生技術教育

安全衛生について、設備や作業の技術的な原理原則から理解を深め、危険を見る目を 養う目的で実施する。

- ・KY、TBMの実践方法
- ・リスクアセスメントの手法
- ・なぜなぜ分析など災害原因の追究手法
- 体感教育訓練

安全感度を高めるには、実際に危険を体感するのが最もよい。しかし、実際の現場でこのような危険を体験することは許されないことである。そのため、オフサイトで危険を疑似体験できる施設を設置し、作業者に疑似体験させ、安全を理解させる方法である。

なお、教育する側は、経験者が多いので、"自分のわかっていること"が、"生徒はわかっていないこと"もあることを理解せず、一方的な教育を行ってしまう傾向がある。 このため、教育技法についての教育も必要である。

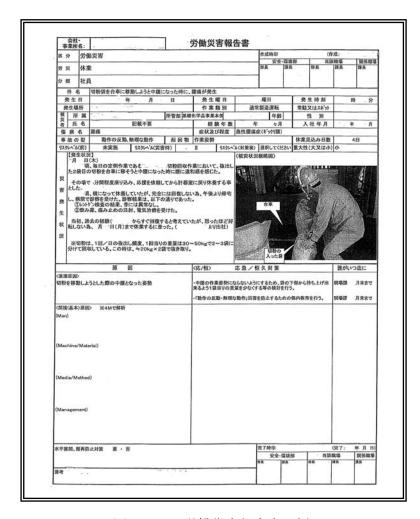


図7.5 労働災害報告書の例



図7.6 安全帯使用の体感をさせるための施設